介護職員等特定処遇改善加算に係るフロー図

＜定義＞

グループａ：	経験・技能のある介護職員
グループｂ：	ａを除く介護職員
グループｃ：	介護職員以外の職員

現行加算：	介護職員処遇改善加算
特定加算：	介護職員等特定処遇改善加算

※このフロー図には概略が記載されているため、詳細については必ず国通知を確認のこと。

①	現行加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定している。【現行加算要件】

いいえ → 特定加算は算定不可

※特定加算の算定開始の前又は同時に現行加算の算定を開始する場合は特定加算を算定可→②へ

↓はい

②	【職場環境等要件】 ・職場環境等要件の３区分（「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」）について、それぞれ１つ以上の取組を行っている。（現行加算における取組と重複していても可） ・平成２０年１０月から特定加算の計画書を届け出る月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善除く）の内容を全職員に周知している。

↓はい

③	グループａを設定（介護福祉士の資格は必須） ※グループａでは介護福祉士の資格は必要だが、１０年以上の勤続年数がなくても業務・技能等を勘案し対象とできる。他の法人等での経験も年数にカウント可能。 ※グループａの設定基準を計画書（別紙様式２）の⑪欄に記載 ※介護福祉士がいない等によりグループａの設定ができない場合でも、特定加算は算定可（グループａが設定不可の理由を計画書（別紙様式２）の⑪欄に記載）

↓

④	特定加算の加算区分を確認し、算定見込額を算出 【介護福祉士の配置等要件】サービス提供体制強化加算の最上位区分を算定しているか等、サービスごとに要件あり ・介護福祉士の配置等要件を満たす→特定加算（Ⅰ）が算定可 ・介護福祉士の配置等要件を満たさない→特定加算（Ⅱ）

→ <特定加算の算定見込額の計算方法>

各事業所の介護報酬（現行加算を除く） × 各サービスの特定加算の加算率

※事業所ごとの勤続１０年以上の介護福祉士の数に応じて加算されるものではない

↓

⑤	加算算定見込額を上回る賃金改善所要額の配分方法を設定 ・賃金改善の実施は、グループａのみとすることも可能であり、また、グループｂやｃを含めることも可能。（グループａ、ｂ、ｃを設定した法人は、グループａのみ、ａｂのみ、ａｂｃ全てに実施、のいずれかを選択） ・賃金改善額が、グループａはグループｂの２倍以上 ・賃金改善額が、グループｂはグループｃの２倍以上 ・グループｃの職員のうち年額４４０万円を上回る者は賃金改善の対象外。また、グループｃの職員の賃金改善後の額が４４０万円を上回らないこと。

→ ※各グループ内の一人ひとりの賃金改善額は、一律でも差があっても可

↓

⑥	グループａのうち１人以上は賃金改善額が月額平均８万円以上又は年額４４０万円以上になる者を設定 ※複数の事業所等を一括して届け出る場合は、事業所数以上の８万円等の者を設定 ※設定できない場合は「経験・技能のある介護職員の８万円等の賃金改善が困難な場合の説明書」（別紙様式２添付書類R1-1）を添付 ※グループａに現に年額４４０万円以上の者がいる場合は新たに８万円等の者を設定しないことも可（複数事業所一括届出の場合は事業所数から現に４４０万円以上の者の人数を引いた事業所数以上を設定）

【見える化要件】
※令和２年度からの算定要件
・特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

↓

⑦	計画書（別紙様式２）を作成し各指定権者に届出 ※計画書の内容を全職員に周知して届出 ※体制届も届出

↓

⑧	特定加算の算定額を上回る賃金改善を実施

↓

⑨	実績報告書（別紙様式３）を提出